

令和元年12月中に海難審判所で言い渡された判決が、ホームページに掲載されました。(令和2年2月)

地方海難審判所(全国8箇所) 28件	
事件種類(件)	衝突9、乗揚7、施設損傷5、衝突(単)4、死傷等2、転覆1
関係船舶(隻)	漁船11、貨物船6、モーターボート6、引船4、遊漁船3、旅客船2、作業船2、警備艇、油送船及び水上オートバイ各1

令和元年12月中に言い渡された判決28件のうち、

1件[瀬戸内海井島水道で引船列と漁船とが衝突した事件: 広島地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された判決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された判決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/31nen/5hs/hsR112/31hs012.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、全国で発生した、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重傷となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【**海難概要**】 瀬戸内海井島水道において、A船(279トン)が、起重機船D(全長107メートル)、引船B(188トン)、引船C(178トン)及び作業船E(14トン)と引船列を構成して航行中、F船(19トン)がこませ網漁業による漁ろうに従事中、A船引船列のえい航ワイヤとF船の船首部とが衝突した。

【**発生日時**】 平成30年8月11日 02時32分

【**発生場所**】 瀬戸内海井島水道

【**死傷者**】 なし

【**損傷等**】 A船引船列:各船に損傷なし
B船:船首部外板に亀裂及びマストに曲損

《原因》

航行中のA船引船列が、見張り不十分で、狭い水道等において漁ろうに従事しているF船の進路を避けなかった。

船長Aが、井島水道を通航する際、自ら操船の指揮を執らなかった。

F船が、見張り不十分で、警告信号を行わなかった。

《懲戒》

一等航海士A(船橋当直者): **三級海技士(航海)の業務を1箇月停止**

船長A: **戒告**

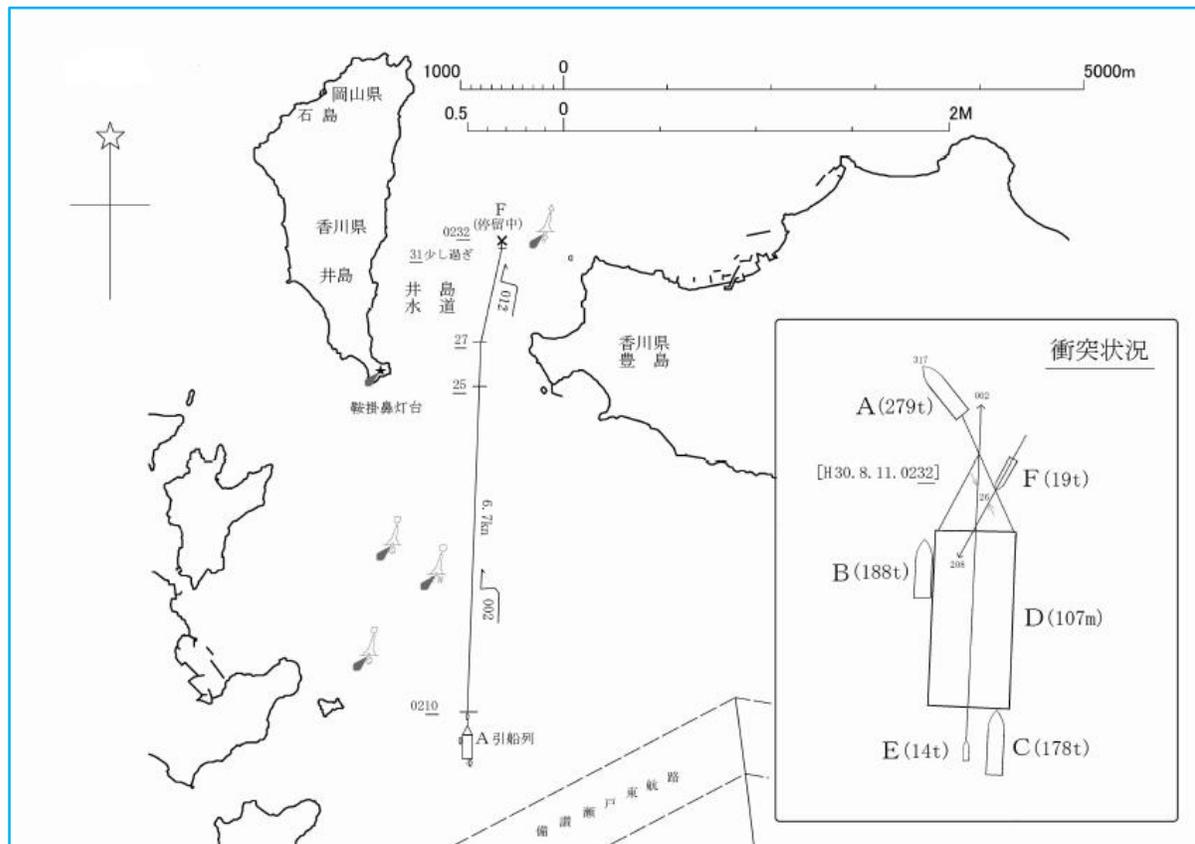
船長F: **戒告**

《原因の背景》

一等航海士Aは、漁具の灯火を認めた左舷方の海面を見ることに気を取られていた。

船長Aは、一等航海士が経験が豊富で自身より上級の海技免許を有しているので、任せておいても大丈夫と思っていた。

船長Fは、自船は操業中なので、他船が避けるものと思っていた。



《航法の適用》

発生場所は海上交通安全法の適用海域であるが、同法には適用できる航法規定がないので、海上衝突予防法を適用する。井島水道は、最狭部が約1,300メートルの狭い水道である。

A船引船列は、その進路から離れることを著しく制限される状況でなく、F船は、こませ網漁により漁ろうに従事している船舶なので、海上衝突予防法第9条第3項を適用する。(航行中の船舶は、狭い水道等において漁ろうに従事している船舶の進路を避ける。)